公益社団法人　伊豆の国市シルバー人材センター会員就業規約

（目的）

第１条　この規約は、公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものである。

（センターにおける就業）

第２条　センターは、定款第２章第３条、第４条に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげるよう努めなければならない。

２　会員の就業に当たっては、社会的理由による差別扱いを受けない。

（仕事の受注）

第３条　センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は発注者と作業条件等につき、直接交渉当事者とならない。

（仕事の配分手順等）

第４条　センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の手順、作業時間、完了予定日、配分金などについて打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

２　会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了後、又は就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

（健康と能力に応じた就業と安全衛生）

第５条　センターは、受注した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（就業上の留意事項）

第６条　会員は、就業にあたり相互に次の各号に留意するものとする。

(1)　センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

(2)　やむを得ない事情で、約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ること。

(3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏洩しないこと。

(4) 就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

（共同作業の留意事項）

第７条　会員が共同作業をする場合には、前条各号の規定に加え、次の各号に留意するものとする。

(1) 会員は、そのなかからリーダー（世話人、班長）を互選する。リーダーは、会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打ち合せなどにつき、センターに協力すること。

(2) 会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

(3) 会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。

(4) 会員は就業中、怪我をし、又は身体や健康状態が異常となる等、若しくは第９条に相当する事故が発生する等の不測の事故が発生したとき、会員は応急の措置をとるとともに、直ちにリーダーはセンター及び発注者に連絡を行うこと。

（傷害保険）

第８条　会員の就業中などにおける死傷病については、名称「シルバー人材センター傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

２　傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故発生後遅滞なく、その内容等をセンターに届け出て、指示に従うこと。

（損害保険）

第９条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、保険契約の免責金額は会員の負担とする。

２　会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

（規約の改廃）

第10条　この規約の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

（施行期日）

この規約は、平成２５年４月１日より施行する。

（施行期日）

この規約は、平成２６年７月２４日より施行する。

（施行期日）

この規約は、平成２６年11月２０日より施行する。

（施行期日）

この規約は、平成２７年11月６日より施行する。

（施行期日）

この規約は、令和２年４月１日より施行する。